

表3

農地の負担調整措置について

区分		負担水準の求め方	負担水準	課税標準額の算出式
一般農地	市街化調整区域内の農地	前年度課税標準額	90%超	前年度課税標準額 × 1.025(注1)
			80%以上90%未満	前年度課税標準額 × 1.05(注1)
	市街化区域内の農地で生産緑地地区に指定されたもの	本年度評価額	70%以上80%未満	前年度課税標準額 × 1.075(注1)
			70%未満	前年度課税標準額 × 1.1(注1)
特定市街化区域農地(注2)		前年度課税標準額	100%超	前年度課税標準額に据え置き
		本年度評価額 × 1/3	20%以上100%未満	前年度課税標準額 + 本年度評価額 × 1/3 × 5%
			20%未満	本年度評価額 × 1/3 × 20%

(注1)算出した課税標準額が本年度評価額を上回る場合は、本年度課税標準額＝本年度評価額となる。

(注2)三大都市圏の特定市(東京都の特別区、首都圏、近畿圏、中部圏内)にある市街化区域内の農地のことをいい、東松山市に所在する市街化区域農地はこれに該当します。